

地域別最低賃金 3年連続で大幅アップ

◆最低賃金の種類と改定タイミング

賃金には最低額が定められており(最低賃金)、企業は最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっています。2018年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」の改定額が決まりましたので、確認しておきましょう。

◆地域別最低賃金額と発効日

2018年度の地域別最低賃金額と発効日は、下表のとおりとなっています。すべての都道府県で24円以上の引き上げとなりました。近年、大幅な引上げが続いていますので、最低賃金を下回る金額の従業員がいないか、確実にチェックしておきましょう。

なお、2017年3月28日に公表された「働き方改革実行計画」では、最低賃金について、年率3%程度を目途として引上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指すとされています。そのためこの引上げは、来年以降も続くことが予想されます。

2018年度の地域別最低賃金一覧表

単位:円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	810	835	25	2018年10月1日	滋賀	813	839	26	2018年10月1日
青森	738	762	24	2018年10月4日	京都	856	882	26	2018年10月1日
岩手	738	762	24	2018年10月1日	大阪	909	936	27	2018年10月1日
宮城	772	798	26	2018年10月1日	兵庫	844	871	27	2018年10月1日
秋田	738	762	24	2018年10月1日	奈良	786	811	25	2018年10月4日
山形	739	763	24	2018年10月1日	和歌山	777	803	26	2018年10月1日
福島	748	772	24	2018年10月1日	鳥取	738	762	24	2018年10月5日
茨城	796	822	26	2018年10月1日	島根	740	764	24	2018年10月1日
栃木	800	826	26	2018年10月1日	岡山	781	807	26	2018年10月3日
群馬	783	809	26	2018年10月6日	広島	818	844	26	2018年10月1日
埼玉	871	898	27	2018年10月1日	山口	777	802	25	2018年10月1日
千葉	868	895	27	2018年10月1日	徳島	740	766	26	2018年10月1日
東京	958	985	27	2018年10月1日	香川	766	792	26	2018年10月1日
神奈川	956	983	27	2018年10月1日	愛媛	739	764	25	2018年10月1日
新潟	778	803	25	2018年10月1日	高知	737	762	25	2018年10月5日
富山	795	821	26	2018年10月1日	福岡	789	814	25	2018年10月1日
石川	781	806	25	2018年10月1日	佐賀	737	762	25	2018年10月4日
福井	778	803	25	2018年10月1日	長崎	737	762	25	2018年10月6日
山梨	784	810	26	2018年10月3日	熊本	737	762	25	2018年10月1日
長野	795	821	26	2018年10月1日	大分	737	762	25	2018年10月1日
岐阜	800	825	25	2018年10月1日	宮崎	737	762	25	2018年10月5日
静岡	832	858	26	2018年10月3日	鹿児島	737	761	24	2018年10月1日
愛知	871	898	27	2018年10月1日	沖縄	737	762	25	2018年10月3日
三重	820	846	26	2018年10月1日					

CONTENTS

地域別最低賃金
 3年連続で大幅アップ…………… P.1

遺産分割協議の期限
 10年限定を検討…………… P.2

会社による食事代補助と
 源泉所得税…………… P.2

遠隔地に居住する両親の
 扶養控除について…………… P.3

経営者のための
 M&Aセミナーのご案内…………… P.3

「土地」とはどこまでを指すか、
 「建物」と認められる条件は? …… P.4

企業を取り巻くリスクへの
 備えについて…………… P.5

10月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

遺産分割協議の期限 10年限定を検討

法務省は遺産分割を話し合いで決める期間を相続開始から10年に限ることを検討しています。これまでは相続人が協議しないまま権利関係が確定せず、土地などの利用を希望する人の妨げになっていました。相続を円滑にして所有者不明の土地を減らし、活用を促したい考えで、2020年の民法改正をめざしています。



この制度案は、10月に開く法務省の研究会で示し、2019年2月をめどに報告書をまとめ、法制審議会(法相の諮問機関)に諮り、2020年の通常国会にも民法改正案の提出を目指しています。

現行法は話し合いで決められる期間に制限がありません。相続人が協議をしなかったり、話し合いがまとまらなかったりすると、第三者からは正式な権利者が誰か分からない状態が長年続く問題がありました。そこで遺産分割協議に期限を設けることで、財産のうちどの不動産を誰が所有するかなど、話し合いで早期に決めるよう促します。

話し合いでの合意や、家庭裁判所への調停申し立てがされないまま被相続人の死後10年たてば、法律に従って自動的に権利が決まるよう改めます。

各相続人の取り分の目安は民法が定めている法定相続分を基準にします。例えば、配偶者と子ども1人が相続するなら「配偶者が2分の1、子どもが2分の1」ずつを分けます。また、被相続人の遺言があればその遺言の内容を優先します。

法定の取り分通りに権利を確定させると、土地などの所有権を複数の相続人が持ち分にしたがって共有することになりますが、こうした不動産でも第三者が借りたり買ったりしやすい仕組みもつくります。具体的には、相続人を代表して取引の窓口になる「管理権者」を共有者の持ち分の過半数が集まれば置けるようにします。これまでは共有者全員の同意を得るのが一般的でした。

また、居場所が分からない、または特定ができない相続人が共有者にいる場合、その相続人の持ち分を他の相続人がその取得費用を法務局に預けることで取得できるようにもします。所有権を持つ人を短期間で絞り込むことで、取引を希望する人に売却や貸し出しをしやすくします。

法務省は相続に伴う登記の義務化も併せて検討しています。現在の相続登記は任意で、登記するか否かは相続人の判断に委ねられています。登記簿上の名義が死亡者のまま長年放置されれば、法定相続人が分からなくなる可能性があるため、詳細を検討し、改正案にこうした内容の反映もめざしています。

会社による食事代補助と源泉所得税

会社が、従業員の定着率向上を図るため福利厚生の一環として、従業員の昼食代を補助する制度を導入した場合に、会社から従業員に対する食事代補助について、源泉所得税の徴収対象とならないためには下記について注意が必要です。



◆ 食事代補助が非課税とされる要件

所得税法上、役員や従業員に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されないこととされています。

- (1) 役員や従業員が食事の価額(仕出し弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額)の半分以上を負担していること。
- (2) 食事の価額から、役員や従業員が負担している金額を控除した金額(会社からの食事代補助額)が、1ヶ月あたり3,500円(税抜き)以下であること。

※現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜き)以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、食事代補助制度が所得税法上の要件を満たしていない場合には、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額が給与として課税されますので、その部分について源泉所得税の徴収が必要となります。

慢性的な人材不足を背景として、食事代補助制度を新たに導入したり、一度は廃止した食事代補助制度を復活させたりする企業が現れ始めています。人材の長期定着促進や有効活用のための制度導入にあたっては、税制面からの検討も必要ですので、ぜひ事前にご相談ください。

遠隔地に居住する両親の扶養控除について

早いもので今年も10月になり、来月には年末調整の案内が届くと思います。就職して、ご両親と離れて暮らしている方が、高齢の両親のために生活費相当の金額の仕送りをしている場合に、両親を所得税法上の扶養控除の対象とすることができる条件について確認してみましょう。



◆ 所得税法上の扶養親族の概要とその範囲

(1) 概要

納税者に所得税法上の扶養親族がいて、その扶養親族が一定の要件に該当する場合には、一定の金額の所得控除(扶養控除)が受けられます。これを所得税法上の扶養控除といいます。

(2) 所得税法上の扶養親族とは

所得税法上の扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、納税者と「生計を一」にするもの(※1)のうち、合計所得金額(※2)が38万円以下の人をいいます。

- ※1 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人
- ※2 合計所得金額とは、事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得などの合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます

(3) 扶養控除の対象となる扶養親族の範囲

所得税法上の扶養控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)とは、上記(2)の扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

◆ 遠隔地に居住する両親を扶養控除の対象とできる場合

納税者が両親と別居していても、納税者から両親に対して、常に生活費・療養費等の送金が行われている場合には、これらの親族は「生計を一」にしているものとして取り扱うこととされています。

したがって、送金額が生活費相当で、かつ、両親が所得要件を満たしていれば、たとえ遠くに離れて暮らしている場合であっても扶養控除の対象となります。ご両親への送金額が生活費相当(月額10万円前後)であり、かつ、ご両親の収入が老齢基礎年金だけである場合には所得要件も満たしていると考えられるため、ご両親を所得税法上の扶養親族の対象とすることはできると考えられます。なお、法令上、納税者が両親を所得税法上の扶養親族の対象とすることについて、会社や税務署に対して両親と「生計を一」にしていることを証明する書類等を提出することまでは必要とされていませんが、正しい扶養控除の計算を行うために、両親へ生活費を送金している事実として、振込票や現金書留の写しなどを会社等に提示して確認を受けておくことをお勧めします。

経営者のためのM&Aセミナーのご案内

後継者不足や事業展開のスピード化が加速する中で、中小企業でもM&Aが経営戦略のひとつとして認識されるようになってきています。年商が1億円や2億円でも長年のノウハウ・商材あるいは優良顧客やその販路などがポイントになり、多くの会社が譲渡されてきています。

弊社が推進する「友好的M&A」では、譲渡企業の社名は変えず、社員の方々は「人財」として全員継続雇用となることを前提としています。

それは、譲受企業がM&Aを成功させるためには、譲渡企業の「信頼あるブランド(社名)」や「経験豊かな社員」を今まで通り引き継ぐことが重要と考えているからです。

下記のセミナーでは、具体的な事例紹介と解説により、後継者問題・成長鈍化・人手不足・業界再編など企業がかかえる様々な課題を解決するためのヒントがあります。参加費は無料です。お気軽にご参加ください。

日時	10月16日(火) 13:30~16:20 (受付 13:00~)
内容	「経営のバトン」の渡し方・受け方
場所	名古屋マリオットアソシアホテル「ボールルーム」(名古屋市中村区名駅1-1-4)
申込	当事務所へメールまたは電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135

「土地」とはどこまでを指すか、「建物」と認められる条件は？

◆「土地」の定義

「不動産」と異なって、法律では「土地」について明確な定義がありません。デジタル版『大辞泉』によると、ここで取り上げるべき意味としては、「耕地や宅地など、さまざまに利用する地面。地所」くらいです。

地面は地球の陸地ですから、ずっと続いているものですが、この地面を人間が線で区切って自分の土地として田畑を耕したり、建物を建てたりと様々に利用しています。この線のことを「境界」と言い、山の尾根や川などが分かりやすいので境界になることが多くあります。また、この境界に沿って塀を作ったり、木を植えたり、杭を埋めたりして、自分の所有であることを分かりやすく周囲に伝えています。

こうして地面を区切って自分のものであると主張できると、他人が勝手に出入りしたり、勝手に使用できないようになります。

◆土地の所有権の及ぶ範囲

境界は通常、目に見えないため、これがしばしば紛争のもとになります。隣家との境界でもめたり、ひいては国同士でもめることもあります。

不動産は高価なものであり、たとえ1cmでも境界が違えば、大きな金額の差となります。杭を打っても地震で地面が動けばそれにつれて杭も動いてしまいますし、尾根や海岸、河川は長い年月による浸食などで変化してしまいます。

そこで国では境界を登録する制度を作り、図面で境界がどこにあるか、誰でも調べられるようにしています。

所有するということは、誰にも邪魔されずに自由に使用できるということです。土地の所有は、その土地の地下と空中にも及びます。民法には、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とあります。

どこまで及ぶかは諸説ありますが、不動産の話をする上では、人間が有効に利用できる範囲と考えるのが現実的で、地下は「井戸を掘ることができるところ+ α 」まで、空中は、「建物が建てられる範囲+ α 」くらいで考えるのが妥当ではないでしょうか。

◆建物を定義する

土地とは地球の大地そのものですが、では建物とは何でしょうか。建物には、法律上いくつか定義があります。

その一つである建築基準法の第二条には、「土地に定着して、屋根と、柱または壁のどちらかがあるもの」が建築物として定義されています。また、不動産登記法ではもう少し細かく、「①屋根と壁など外と隔てるものがあり、②土地に定着し、③用途(住む・保管するなどの使い方)があるもの」となっています。

その他、税法や会計上の建物の定義もあります。いずれも似たようなものですから、不動産の実務では、建物とは、「屋根」「柱か壁」「地面に定着」の三つを満たすかどうかで考えるとよいでしょう。

◆これは建物？

不動産に携わると、建物かどうか判断に迷う場合がよくあります。実務では、判断に迷った時は建築基準法を目安に考えると、色々便利なことが多くあります。

① 門・塀・生垣

建物に附属する門・塀は建物です。しかし、生垣は建物ではありません。

② 犬小屋

屋根と壁はあっても土地に定着していないので(持ち運べる)、建物とは言えません。

③ 車庫・自転車小屋・物置

車庫と自転車小屋はれっきとした建物です。

④ パーゴラ

パーゴラとは、庭にあるぶどう棚・藤棚といった植物を絡ませる棚です。こうした屋根がなく、雨露がそのまま地面に落ちてくるものは建物ではありません。

ひとたび建物として扱われると、建築基準法の様々な規定を守る必要が出てきますし、固定資産税なども支払うことになります。

不動産に関心のある人であれば、目の前にあるものが建物かどうかを見極めることは、とても重要になります。

建物とされるもの		
・住宅	・塀	・車庫
・ビル	・自転車小屋	・野球場
・門	・物置	・ジェットコースター
建物でないもの		
・パーゴラ	・鉄道の上家(旅客上屋)	
・犬小屋		
・ツリーハウス		
あいまいなもの		
・トレーラーハウス		

企業を取り巻くリスクへの備えについて



2018年は大規模な自然災害が多い年になりました。企業を取り巻くさまざまなリスクへの備えの重要性を感じられた方も多いのではないのでしょうか。ここでは、内閣府が今年4月に発表した調査結果から、企業のリスクに対する備えについてみていきます。

◆ 6割以上がリスクを想定、特に地震を想定する企業が最も多い

上記調査結果から、具体的にリスクを想定して経営を行っている企業の割合は、回答企業の68.7%となりました。なお、この割合は企業規模が大きいほど高いという特徴があります。次に企業が想定しているリスクについて、想定割合が高い順に10種類をまとめると、下表のとおりです。全体の回答をみると、地震が92.0%で最も高く、次いで火災・爆発が59.3%、新型インフルエンザ等の感染症が49.3%となりました。規模別にみると、大企業では上位6つのリスクまで、想定している割合が50%を超え、中堅企業とその他企業(いわゆる中小企業等)では上位2つまでが50%を超えました。

◆ 自社にとっての優先順位づけが重要

こうしたリスクは地域や業種によって異なります。また、想定外のことが発生することもあり、すべてのリスクに備えることは、実際には困難です。そのため、自社のリスクを洗い出し、優先順位をつけて対策に取り組んでいくことが重要です。ここで紹介したリスクなどを参考に、自社にとってのリスクを今一度考えてみてはいかがでしょうか。

全体		大企業		中堅企業		その他企業	
地震	92.0	地震	98.1	地震	92.6	地震	89.9
火災・爆発	59.3	新型インフルエンザ等の感染症	69.1	火災・爆発	55.9	火災・爆発	58.6
新型インフルエンザ等の感染症	49.3	火災・爆発	67.6	新型インフルエンザ等の感染症	49.5	通信(インターネット・電話)の途絶	44.7
通信(インターネット・電話)の途絶	47.8	通信(インターネット・電話)の途絶	61.2	通信(インターネット・電話)の途絶	46.1	新型インフルエンザ等の感染症	43.2
津波	42.3	インフラ(電力・水道等)	53.6	津波	38.4	津波	41.1
インフラ(電力・水道等)	37.8	津波	53.2	インフラ(電力・水道等)	31.7	インフラ(電力・水道等)	36.4
洪水(津波以外)	30.5	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	43.5	洪水(津波以外)	30.0	取引先企業の倒産・事業中断	28.0
取引先企業の倒産・事業中断	30.2	洪水(津波以外)	43.2	取引先企業の倒産・事業中断	27.1	洪水(津波以外)	27.0
外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	27.0	取引先企業の倒産・事業中断	43.1	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	25.0	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	23.0
物流網の断絶による仕入品の欠品	18.6	テロ・紛争(国内外)	34.2	物流網の断絶による仕入品の欠品	18.4	物流網の断絶による仕入品の欠品	14.6

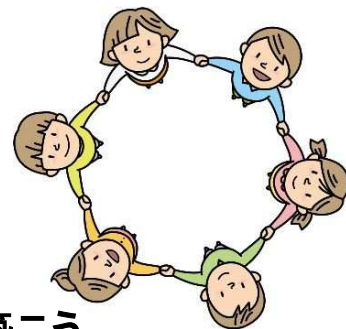
内閣府「平成29年度 企業の事業継続及び防災に関する実態調査」より作成

10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月10日(水)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月15日(月)
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納付期限 } 10月31日(水)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

今月の名言録

人と人の間に優劣の差はない。
あるのは個性の違いだけである。
みんな違って当たり前。
人それぞれの多様性を尊重しながら、自分固有の個性を築こう。



人と人にあるのは、能力の差ではなく個性の違いです。人はそれぞれみんな違って、それで当たり前なのです。そのことへの理解が足りないと、違いが差のように思えて、やれ間違っているのはそっちだとか、オレのほうが正しいという不毛の議論が始まってしまいます。

私とあなたの、どちらがいいのでも悪いのでもない。正しいのでも正しくないのでもありません。「違う」ということを優劣の差ではなく、多様性としてとらえることから人と人のコミュニケーションは始まり、深まっていくのだと思います。

その違いを認めたくて、自分のなかに独自の「固有性」を持つように努めることが大事です。みんな違って当たり前。だから人は互いに理解し合おうとコミュニケーションに努めるのです。でも、人をわかろうとする努力が自分の個性を殺すことになってはいけません。個性的でありながら、多様性も失わない——和して同ぜぬ人間関係を築いていきましょう。

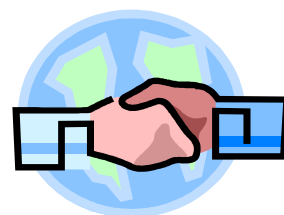
個性を認め合って、理解・納得・共感・信頼・期待の関係を持ちましょう。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一朗著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

